

日 時	平成18年 9月 4日(月) 14:00~16:00		
会 場	北館4階 教育委員会室		
出席者	委員長 三星 昭宏 副委員長 土井 勉 委 員 小牧 富雄・山本 由美子・亀山 昌也・久保崎 進 那須 悦子・木村 嘉孝・豊田 徳治郎・脇 保仁 角 洋介・石丸 理明・木戸 一善(代理)・王子 収 定雪 満・橋元 正己・浅原 友美 事務局 池村技監・佐田都市計画担当部長・徳満都市計画担当次長 野々上都市計画課主査・吉泉都市計画課係員 浅田保健福祉部総務担当次長・阪元障害福祉課主査 谷崎道路課長 株式会社パスコ 後藤・大橋・田中		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>		
傍聴者数	0 人		

## 1 議題

- (1) 交通バリアフリー法の概要について
- (2) 芦屋市の概況について
- (3) 交通バリアフリー基本構想策定までの流れについて
- (4) 重点整備地区の設定について
- (5) 今後の進め方について
- (6) 意見交換

## 2 内容

上記の議題について説明を行い、以下の点について質疑を行ないました。

### [主な質疑]

委員長 : 交通バリアフリー法の改正は、対象者に知的障がい者や精神障がい者を含めたことが大きな特徴。

市の説明は、2000年の交通バリアフリー法に基づいて構想を立てるが、必要に応じて、新法で盛り込まれた内容は積極的に盛り込んでいくということ。2000年の法律では、柱が2つある。一つは、駅を新設する時は、バリアフリー基準に適合した設計にしないといけない。もう一つは、自治体(芦屋市)は、このように関係者を一同に集めて議論しながら移動円滑化基本構想をつくりなさいということ。

市内にある4駅のうち、阪神芦屋駅およびその周辺をバリアフリー化しませんかと市が提案をしてきた。それをこの場で決める。

公共施設や人がたくさん集まる施設に駅から行ける、あるいは駅に帰って来ることができる大事なルートを中心に関係者で点検調査を行う。一つひとつチェックして、そこで出た意見についてどうすればよいかを議論して構想をつくる。本委員会のほか、様々な団体や個人からも意見を求めるが、点検調査はこの構想づくりのポイントとなる。

この委員会では、障がい者委員、市民委員は、最初は大いに意見を言ってもらってもよいが、最後は話合って折り合える点、案をつくらないといけない。

各分野のご代表に出て頂いているが、ユニバーサルデザインの方向からは、多様な方が一人でも多く参加される必要がある。委員会は、人数に制約があるため、別途そのような方々の意見をくみ上げる事とする。

委員：モデル地区の第一候補が阪神芦屋駅であれば、その後、他の駅についても検討して頂けるのか。

一つのモデルケースが決まれば、すぐに実施計画が打ち出されるのか。

事務局：重点整備地区として阪神芦屋駅周辺を提案しているが、それ以外の地区についても順次定めていく必要があると考えている。ただし、当面は一つの地区を定めて、その地区で事業を実施しながら次の展開を検討したい。

基本構想を策定した後については、平成 22 年度を一つの目標として、基本構想に基づき事業を実施していく。

委員長：阪神芦屋駅以外については、阪神芦屋駅をモデルケースとして、委員会をつくらず市が責任持って同じ手法でやっていく方法もある。

委員：「阪神南ビジョン委員会」の「安全と安心の街づくり」という委員会（実践活動グループ）で各鉄道駅のバリアフリー調査をしてバリアフリーのマップをつくった。その時に、特に阪神芦屋駅が非常に使いにくいと思った。最初は阪神芦屋駅を考えて、その結果によって次を考えたらよい。

点検調査について、障がい者の方は、普通の人が考えもつかない問題をたくさん抱えている。様々な意見を参考にして考えて頂きたい。

委員長：阪神芦屋駅は問題があるし、ぜひやりたいという話は、市の提案と同じ。委員長からのお願いとして、点検調査には様々な障がい者の方にたくさん参加して頂きたい。当日参加できない方も文章で提出して頂きたい。

副委員長：車椅子の方と視覚障がいの方にとって歩道の段差は何センチがいいかなど、我々では決めかねる事が多い。皆さんがそれぞれの事だけを話されるのではなく、妥協できる点がどこにあるのかを探すことが大事。

委員長：視覚障がい者と車椅子の方の話に関連して、市の道路課から、道づくり関係の芦屋市の基準を次回の委員会にでも資料として出して頂きたい。

委員：この計画はハード面が主な内容と思う。知的障がい者の場合はソフト面を要求するので、どのようなお話をさせて頂いたら良いか困っている。

副委員長：実際はハードの話だけではなくソフトの話が大事。ソフトで求めている事のご意見を頂ければありがたい。

委員長：大阪の事例で、柏原市の策定委員会で副読本をつくった。交通バリアフリーでもソフトを重視している。豊中市では、知的障がいの方に対する理解を深めるため、委員会でニュースをつくって発信した。

委員：育成会では、知的障がい者の子供達を少しでも理解して頂くために、子供達のわからない部分をいろいろ箇条書きにしたパンフレットをつくっ

- た。
- 委員長 : そのパンフレットをコピーして、次回の委員会で皆さんにお配りしたい。
- 委員 : 交通バリアフリー基本構想は、駅舎のバリアフリーと、公共施設など建物の中のバリアフリーも含まれるのか。
- 委員長 : 2000年の交通バリアフリー法では建築物は扱っていない。建築物はハートビル法と兵庫県福祉のまちづくり条例で対応している。ただし、今度の法律改正でハートビル法と合体したため、建築物については、これから議論の対象にしたい。
- 委員 : 2mの歩道があっても駐輪違反や商店の看板等があって車椅子が通れない場所が多くある。  
特定の地区だけではなく、歩道と車道の段差があり、車椅子の方が非常に通りにくい場所については、この構想とは別に個々の改善をお願いしたい。
- 事務局 : 商店の看板については、基本的には年2回指導に入っている。また、連絡を頂ければその都度指導している。  
放置自転車については、年間72回の撤去をかけているが、それでも置かれている状況。
- 委員長 : どの市も駐輪対策に力を入れているが限界がある。駐輪されることによって通れない人がいることを訴える必要もある。
- 委員 : このような計画は大変結構である。阪神芦屋駅を中心にやられることについても異議はない。  
芦屋家族会では心のバリアフリーが最大の評議。精神障がいという言葉は法律用語で、うつ病の方も精神障がい者に含まれる。我々は、心的障がいという言葉を使っている。例えば、心のバリアフリー法等が出来て、このような会議でいろいろ知恵を出し合えば、確実にこの分野の障がい者は減る。
- 委員長 : 新法では身体障がいだけでなく精神障がいも含める形で幅を広げている。幅を広げた方々については、一般の理解が十分得られていない。様々な話をお伺いし、事業者や行政が精神障がい者の方をまず理解することが必要。
- 委員 : このような委員会で最終的に決めた事が、果たして出来るものか。例えば、阪神電車の駅はこのような改善を予定していますというマスタープランが出てこない。それを最初に聞かないと周辺のバリアフリー化は出来ないと思う。
- 事務局 : 平成22年度までに目標を決めて、その間で何が出来るかをここで議論をして構想をつくる。やると決まった内容については、各管理者が事業計画を策定して、平成22年度までに実施する。財政的な面であれば、長期的なものや中期的なもの、あるいは平成22年度までに出来るものと、計画の中でストーリーをつくっていくという考え方もある。
- 委員長 : しないといけない事と出来ないという事は世の中にいっぱいあるが、それを乗り越えるために皆さんで考えていくことが大事。

委員： 阪神芦屋駅周辺を重点整備地区にするのはよい。阪神芦屋駅では、駅に行くのにも坂があって階段を降りないと駅にいけない。駅舎の中も上りしかエスカレーターがない。

駅を改善して、エレベーター等を障がい者の為にと恩着せがましくつくっている所もある。例えば、地下鉄の東梅田駅では、阪神の改札口から東梅田駅の改札口が近いのに、エレベーターは改札口から遠く離れている。

また、目の見えない人のための点字は、車椅子の方にとってはガタガタするし、杖をつく人は怖い。京都駅では、通路が狭い所に点字ブロックがたくさん置いてあり、点字ブロックをさけて杖をついて、線路に落ちそうになったことがある。健常者の視点でしか見ていない。

障がい者全員が満足できるバリアフリーは出来ないかもしれないが、お互いに譲歩して、目の悪い方や車椅子の方、ひざの悪いお年を召した方の全員が満足出来るのが理想。

委員長： 次回は、事業者の方々が今日の意見を聞いて、どのようなお考えかお伺いしたい。次回も少し時間をとって、このような意見交換をしたいと思う。

委員： 移動経路、生活関連経路という言葉は、新法の関係で出てきた言葉か。国道 43 号には横断歩道もあり、31 ページと 35 ページにそれが抜けている。モデル地区として阪神芦屋駅はよいと思うが、今後の発展について基本構想の中に明言されるのか。

事務局： 新しい法律の中では、従来の特定経路が生活関連経路に変更されている。移動経路については、法律の名称ではなく、事務局の案の経路という意味で生活関連経路と区別するため使用している。

国道 43 号については歩道橋だけではなく横断歩道もあるため訂正する。継続的発展については、基本構想の中に記載する考えである。

委員長： 新法では継続的発展は特に重視されている。

事務局： 次回の委員会は現地点検調査を行ってから、10 月中には開催したいと考えている。

委員長： 最後に、重点整備地区の考え方については事務局提案でよろしいか。

( 委員から異議なしの声 )

委員長： そのように決めさせて頂く。

### 3 本委員会での決定事項等

#### (1) 重点整備地区および点検調査のルート

- ・ 事務局案（阪神芦屋駅・市役所周辺）のとおり

以上